

南魚沼市**事業継続**給付金に関するQ&A【令和2年5月14日現在】

Q 1 : 南魚沼市内に支店や営業所等の事業所はあるが、本社は南魚沼市外にある。この場合、支給対象となるか？

⇒対象となりません。本給付金は主たる**事業所（本社・本店）所在地が南魚沼市の事業所が対象**となります。

Q 2 : 南魚沼市内に居住しているが、店舗や事業所が南魚沼市外にある。この場合、支給対象となるか？

⇒対象となりません。本給付金は**市内で店舗などを有し、事業活動している事業者が対象**となります。

Q 3 : 国の持続化給付金を申請した（又は申請する予定）が、南魚沼市事業継続給付金を申請することができるか？また、事業継続給付金を受けて、国の持続化給付金を受けた場合はどうなるか？（5月14日改訂）

⇒市の事業継続給付金は、対象期間（2～4月）のうち売上減少率が最も高い月が20%以上～50%未満の事業者に対して給付するものです。

対象期間（2～4月）のうち売上減少率が最も高い月が50%以上の事業者は、国の持続化給付金にお申し込みください。

なお、対象期間以降（5月以降）に売上減少率が50%以上となった場合は、事業継続給付金の支給を受けた後でも国の持続化給付金を申請することは可能です。

Q 4 : 削除し、Q 3に統合。（5月14日削除）

Q 5 : 給付金申請から給付金が支払われるまでどのくらいかかるのか？

⇒申請書類を受理後、内容を審査し、**給付金の支給の可否を決定した日から10日間前後**でご指定の口座にお振込みする予定です。

Q 6 : 提出する書類に振込先がわかる書類（預金通帳等）の写しとあるが理由は？

⇒口座番号の確認用に使用します。申請書に記載された振込口座情報に間違いがあると申請者への再確認作業などで給付金の支払いが大変遅くなりますので、ご理解ご協力をお願いします。なお、預金通帳の写しは銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義（**フリガナ**）が確認できるものをお願いします。

Q 7 : 確定申告書類提出時に、控えに受付印がない場合はどうすればよいか？ (5月14日改訂)

⇒申告書類の写しに、納付済領収書、還付通知書の写しを添付してください。

上記の証明書が提出できない場合は、個別にご相談ください。

Q 8 : NPO法人などの法人も対象となるか？

⇒対象となります。このほか医療法人、農業法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても対象とします。ただし、政治団体や、宗教上の組織若しくは団体など、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないとして市長が判断する者は対象となりません。

Q 9 : 3月決算、5月申告の法人で今年の決算書類が作成中の場合、前年の決算書類の添付でよいのか？

⇒申請時において申告期限未到来の場合のみ、前年度の決算書類の添付を認めます。

Q10 : 創業者の対象となる時期は？

⇒令和2年1月31日までに創業し、かつ、2月28日までに開業届もしくは法人設立登記を済ませたものを対象とします。

Q11 : 売上減少を証明する月は、最も減少した月と、前年同月のみでよいか？ (5月14日追加)

⇒対象期間のうち、最も減少した月であるかを明らかにする必要があるため、2019年2~4月分と2020年2~4月分の売上額を証明する必要があります。

Q12 : 法人の提出資料として、法人税申告書類の一式の控えの写しとあるが、必要な書類とは何か？ (5月14日追加)

⇒「法人税申告書別表一」の他に、「法人事業概況説明書」、もしくは「決算書(表紙、貸借対照表、損益計算書)」を提出してください。

Q13 : 事業収入とは何を指すか？ 営業収入だけか？ 農業収入や不動産収入がある場合はどうなるか？ (5月14日追加)

⇒確定申告書類に事業収入として計上するもの(営業収入、農業収入)を指します。本給付金の算出に、不動産収入、給与収入、雑所得は含みません。